

日行連発第 1375 号
令和 6 年 2 月 1 日

各单位会長様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
大規模災害対策本部
本部長 常住 豊

令和 6 年能登半島地震に係る支援金及び義援金の募集について

令和 6 年 1 月 1 日午後、石川県能登半島で最大震度 7 の地震が発生し、石川県を中心とした北陸地方をはじめ広い地域で大きな揺れが観測され、甚大な被害をもたらしています。

本会におきましては、同月 4 日に大規模災害対策本部会議を招集し、被災地の単位会と連携しつつ情報収集にあたってまいりました。

また、間を置かずに、被災地の単位会とともに「行政書士会・行政書士会員が行える支援」を取りまとめて総務省に示し、同省から被災地の自治体に向けて周知がなされました。現在、被災地の単位会及びその会員の皆様には、被災地の自治体や被災者の皆様への支援にご尽力いただいているところ、本会としても、引き続き、被災地の方々の支援に全力を挙げて取り組む所存です。

被災地では、未だに余震が続いている中、被災地の単位会においては、復旧に向けた諸般の対応に努められていると伺っており、それらに専念していただけるよう、本会として、単位会の災害支援活動を支えることを目的とした「支援金」及び災害により生命・財産に大きな被害を受けた会員を支えることを目的とした「義援金」を下記により募集することといたしましたので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、お寄せいただいた「支援金」につきましては、政府の非常災害対策本部が発表する各地の被害状況や単位会からの支援活動報告に基づき、常任理事会に諮り、支援の要否及び補助すべき金額を決定し、「義援金」につきましては、被災した会員の数並びに被害の規模及び程度に応じ、大規模災害対策本部又は常任理事会の決定に基づき、単位会を経由して分配することとしており、後日、それらの総額等についてもご報告させていただきたいと考えています。

支援金…単位会の災害支援活動を支えることを目的とし、単位会に支給する金銭。 義援金…災害により生命・財産に大きな被害を受けた会員を支えることを目的とし、 会員に支給する金銭。

記

1 募集の方法

次の口座に振替又は振込してください。なお、寄附金控除の対象とはなりません。

- (1) 金融機関名
ゆうちょ銀行
- (2) 記号番号・口座番号
記号番号:00140-5-696512 (郵便振替の場合)
口座番号:019 (ゼロイチキユウ支店) 当座 0696512(銀行振込の場合)
- (3) 口座名義
日本行政書士会連合会
- (4) その他

① 会員からの送金の場合

郵便振替用紙(払込取扱票)の通信欄や銀行の振込用紙には、次の内容を記載してください。

ア 会員の区分

個人会員：行政書士証票等に記載されている8桁の「登録番号」

法人会員：7桁の「法人番号」

イ 支援金と義援金の区分

支援金の場合は「シ」、義援金の場合は「ギ」。

※記載がない場合には支援金として取り扱いますので、ご承知おきください。

ウ 支援金と義援金のそれぞれの金額

<記載例>

・個人会員：「12345678 ギ」

・法人会員：「1234567 シ 100000 ギ 200000」

② 単位会からの送金の場合

ア 支援金と義援金の区分

支援金の場合は「シ」、義援金の場合は「ギ」。

※記載がない場合には支援金として取り扱いますので、ご承知おきください。

イ 支援金と義援金のそれぞれの金額

<記載例>

・「シ 200000 ギ 500000」

2 募集期間

当面、令和6年2月1日(木)から令和6年4月30日(火)までとします。

以上